

パートナーシップ宣誓制度開始

11月1日から「北本市パートナーシップ宣誓制度」を開始します

市では、性的少数者への支援とともに、多様な性のあり方の理解を広げることを目的に「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、パートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、一方又は双方が性的少数者であるカップルや事実婚のカップルが、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を送ることを約束した関係であることを宣誓する制度です。法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓した皆さんが、自分らしく暮らすきっかけとなることを期待するものです。

市は、宣誓した皆さんに宣誓した事実を証明する宣誓証明書（A4サイズ）と宣誓証明カード（カードサイズ）を交付します。

宣誓証明カード



北本市パートナーシップ宣誓証明カード

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

本人 パートナー
様 様
第 号
宣誓日 年 月 日

北本市長



パートナーシップ宣誓を行うまでの流れ

① 宣誓日時を予約

- ・日程調整
- ・必要書類の確認

② 市役所にて宣誓

- ・お2人で来庁
- ・宣誓書に署名
- ・本人確認、必要書類の提出

③ 宣誓証明書等を交付

- ・市が書類を確認のうえ、宣誓証明書等を交付

制度開始日

11月1日（日）

宣誓できる要件

以下のいずれにも該当する人

- ・一方若しくは双方が性的少数者のカップル又は事実婚のカップルであること。
- ・成年であること。
- ・市内に住所を有していること又は3月以内に市内に転入を予定していること。
- ・配偶者がいないこと及び宣誓相手以外にパートナーシップにある人がいないこと。
- ・双方が近親者等でないこと。

北本市では、市民一人ひとりが、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現を目指しています。この制度は、多様な性のあり方の理解が広がり、困難を抱えている方々の負担軽減につながることを期待して導入します。ぜひ活用してください。

